

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程

山 端 信 祐

一 はじめに

本論は、江戸時代後期、福厳寺門末寺院で発生した無住願の過程と平僧地化した寺院の法地昇格していく過程について、「福厳寺文書」を基に紹介、考察していく。

福厳寺は、愛知県小牧市にある曹洞宗寺院である。一四七〇（文明二）年に西尾道永が開基となり、福厳寺第三世盛禅洞爽によって建立された。盛禅の高弟らを中心に、門葉寺院は一三一ヶ寺にまで教線の広がりをもせた。これらの門末寺院で発生した問題や勸化活動の記録、本寺である福厳寺に宛てた書類と、福厳寺内の記録などを含めたものが「福厳寺文書」に収録されている。¹⁾

そこで本論は、「福厳寺文書」に収録されている史料を使用し、福厳寺門末寺院である大照寺・慈眼寺・泉徳寺について、次の観点から紹介、考察を加えていく。まず、住職の入寺について福厳寺末寺である大照寺の事例を中心にみていく。二点目として、住職が退院した後、あえて後住を設けず、その寺院を一定期間無住とすることがある。無住期間を設ける事由についての事例をあげ、経緯をみていく。三点目として、法地格の寺院が平僧地格へと降格した後、再度法地格へと昇格を願い出ている事例が見られている。一連の経緯と昇格条件についてみていく。

なお、本稿で使用している史料番号は「福厳寺文書」を整理・製本した際に振られた番号を使用している。

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

二 寺院への入退院について

江戸時代、一般寺院における住職の任命に関しては、本寺による任命や弟子への譲渡といった僧侶を中心とする場合と、檀家惣代を中心に後住を指名する場合がある。これによって、一人一住の制度として正住が決定してきた。

ここでは一八六四（元治元）年に入寺した大照寺第八世大應蜜道の事例をあげていく。蜜道が入寺する以前の大照寺住職は禅外董門であった。董門は一八五七（安政四）年三月に遷化し、村役人らによって本寺である福厳寺に報告された⁽²⁾。その後住職不在中の寺役預かりとして松林寺と留守居僧の配置と、大照寺の什物を松林寺が保管元となることを本寺に報告している。翌月、松林寺と法類惣代の慈眼寺、村役人らは、福厳寺に対して董門が指名した後住候補の開示を求めた。後住候補者については松林寺が、同年十二月と翌年三月に無任期間の延期を福厳寺に申し出た。無任期間延期の理由は後住が病身である為と述べるだけであり、この時点でも後住が誰であるかは不明である。

大照寺の次期住職が入寺したのは、董門が遷化した七年

後であった。入寺にあたって庄屋と檀家惣代らは、福厳寺に書類を提出している。その内容は次の通りである。

【史料一】⁽³⁾

乍恐奉願上候御事

御末寺當村大照寺住持董門長老義先達而被致遷化候跡當時無住ニ付後住之儀御寺衆寮蜜道長老今般大照寺住持ニ請侍仕度奉願上候勿論且方村中何連茂納得仕何方少茂故障無御座候間右願之通被 仰付録所正眼寺并ニ寺社御奉行所江御添翰被成下置候ハハ難有仕合可奉存候以上

元治元年子三月

春日井郡田中村

庄屋 忠左衛門

巨方惣代 重藏

福厳寺

御役寮

董門の後席として福厳寺の修行僧である大應蜜道を迎えられる旨が、村役人から福厳寺へ申し出がなされた。福厳寺が大照寺住職として蜜道を許可するならば、尾張藩僧録で

ある正眼寺と寺社奉行所へ文書を提出してもらいたいと願
い出ている。

蜜道は、松林寺が病身を理由に入寺を遅らせた僧とは違
うと思われる。かつ、董門によって指名された人物とも別
人物であろう。その点について、蜜道が福厳寺に提出した
履歴書から判断できる。履歴書と併せて、福厳寺に提出し
た誓約書を次に掲げる。

【史料二】⁽⁴⁾

指上世壽法臘時儀書之事

一拙僧儀生所遠州周智郡前嶋村本多平内悴ニ而中泉御代官
所江申達濟之上天保十亥年九月同州同郡犬居村秋葉寺先
住依泰礎長老籙傑受具仕候事

一天保十四卯年夏御寺先住義山長老初會乍入仕事

一文久三亥年夏羽州村山郡河原子村常楽寺鱗龍長老再會首
座職仕候事

一元治元年子三月八日投干御寺室嗣法了畢仕候事

一元治元年子三月當寺初仕候事

世壽 三拾貳歳

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

法臘 貳拾六年

右之通少も相違無御座候以上

元治元年子三月御末寺春日井郡田中村

大照寺 印

福厳寺

御役寮

蜜道 花押

【史料三】⁽⁵⁾

指上一札之事

拙僧義今般御末寺田中村大照寺無住ニ付且方村中何連茂
納得仕御願申上候ニ付大照寺住持被仰付忝奉存此儀ニお
いて何方少茂故障無御座候間住職之儀急度相務

公儀御法度并宗門之法式本末之儀式等茂相背申間敷候若
違背仕候ハハ宗門之御法度可被 仰付候為後一札仍而如
件

元治元年子三月

大照寺 印

蜜道 花押

福厳寺

御役寮

右蜜道長老一札之通少茂相違無御座候間依之奥印仕候以上

右村庄屋 忠左衛門 印

巨方惣代 重蔵 印

【史料二】は、蜜道の出生地から、僧侶としての経歴などが記されている。蜜道は現在法臘二六歳である。さて、先ほどの後任任命者であるが、宗法では住職位につくには二〇年以上の修行を課しており、董門が後任任命した時点で、蜜道は未だその年月に至っていない。そのため、董門が指名した僧、更には松林寺が病身の為入寺できない僧は、蜜道とは別の僧侶を指していることになる。

さて、蜜道が提出した履歴書と同様の史料が幾つか残されている。これらに共通して記されている項目があり、①出生地、②得度の年月、③入寺、④首座、⑤嗣法年、⑥現寺院に入寺日、⑦世壽・法臘である。この履歴書は入寺後速やかに【史料三】の契約書とあわせて本寺である福厳寺に提出する書類であろう。【史料三】は、現職を真つ当に

勤める点と、規則に違反した場合、宗法に則った処罰を受けることが記されている。

以上、大照寺を事例に住職の入寺に関する史料をあげてきた。入寺に当たり、村役人や檀家惣代から住職入寺の請願書を、新任職から履歴書と誓約書を本寺に提出する義務がある。また、後任候補者の都合で入寺を遅延し、それに伴い無任期間を設ける際も、寺役預かりから本寺へ書類提出もみられた。住職入寺という必然的現象であり、同様の史料が見られることから、書類は形式化されているものであろう。

三 無住願について

住持が遷化し、その後の入寺する住職が決定し難い場合、監寺の配置を僧録に願い出て、次期住職の入寺を延期することができた。前節では、後任が病身を理由に無住願を提出したが、ここで取り上げる無住願は、経済的理由によるもので、寺院経済の立て直しを目的としている。

このような寺院経済を理由に無住化した寺院について、朴澤直秀氏は安房国における真義真言宗の無住寺院と村民

の関わりや、田中洋平氏は真義真言宗寺院の無住化した寺院の資産管理について武蔵国や常陸国など関東を中心とした研究⁽⁸⁾がなされている。そのなかで朴澤氏は、一定期間、該当する寺院を無住とし、通常住職の収入となる分と合わせた寺院収入を堂舎再建費用などとして積み立てることを「無住契約」⁽⁹⁾と定義づけている。その事例として、安房国の真義真言宗寺院を取り上げ、無住契約を結ぶ相当の事由として、①建立・修復・再建など、②焼失再建、③極貧寺であるが故に収納を積立、寺付の財産とする、という三点を挙げている⁽¹⁰⁾。

ここでは慈眼寺と大照寺における無住願の事例を挙げていこう。まず、一例目として、一八三一（天保二）年に起きた慈眼寺の事例を次にあげる。

【史料四】

奉願上候御事

御末寺當村慈眼寺住持鐵梅僧被致退寺候跡法地再興奉願後住之儀早速可奉願管御座候処右寺殿堂等及大破候付修覆為模通之當卯年方来ル巳年迄出入三ヶ年無住奉願置無住中之

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

収納物を以夫々修履支度奉願候尤無住中寺役預り方之儀ハ是迄之通南下原村林光院住持潭底長老被相勤留守居僧之儀者御寺衆寮大中僧差置申度旁奉願候勿論且方村中何連も納得仕何方少も故障無御座候間願之通被 仰付録所正眼寺并寺社御奉行所江御添書被成下候ハハ難有仕合可奉存候以上

天保二年

春日井郡下市場村

卯八月

庄屋 多吉 印

旦方惣代 忠左衛門 印

福厳寺

御役寮

春日井郡下市場村にある慈眼寺は、殿堂の大破を理由に一八三一年から三年間の無住願を福厳寺へ提出している。無住期間中は、寺役預かりとして南下原村林光院住持月船潭底を当て、留守居僧として福厳寺衆寮の僧である大中を配置することが村役らによって福厳寺に報告された。

無住期間を設置する目的は、寺院の収入全てを殿堂の修復にあてることである。慈眼寺は、昨年村民の希望により法地昇格を成している。だが、住職への給与を寺院再建費

福厳寺

御役寮

用に当てなければならぬ点からも、寺院経済基盤は充分でないといえる。そのため、今回のように住職が入寺する時期を延期せざるを得なかったのである。

では、もう一例として一八三五（天保六）年に発生した大照寺の事例をあげよう。

【史料五】

乍恐奉願上候御事

御末寺当村大照寺住持巨海長老儀去辰年奉願同郡下市場村慈眼寺江被致他山後住之儀早速可奉願筈御座候所右寺儀内輪借財等有之候付為模通去午年三ヶ年無住奉願置候得共此節内輪夫々相模通候ニ付今般後住之儀同郡林村祥雲寺住持瀬音長老嗣法之弟子瀬道長老大照寺住持支度奉願上候勿論且方村中何連も納得仕何方少茂故障無御座候間右願之通被仰付録所正眼寺并寺社御奉行所江御添書被成下候ハハ難有仕合可奉存候以上

天保六年

春日井郡田中村

末四月

庄屋

嘉助

印

且方惣代 丹三郎 印

当時の大照寺住職であった巨海は慈眼寺住職へ招致された。巨海が退寺した後、即座に後住を入寺させたいが、当寺の借金完済を理由に、三年間の無任期間を設けることを決定し、福厳寺へ願書を提出した。この事例では、後住候補として瀬道を入寺させることが既に決定していた。前例と同様、寺院経済基盤に不安を持つことから、住持と寺院の収入分を借金返済にあて、寺院運営の立て直しを目論んだのである。

【史料四】【史料五】共に末寺寺院の経営が立ち行かなくなり、村役人や且方惣代らによって願書が作成され、無住願として本寺に提出している。このように彼らの役割には、檀那や村民らと寺院運営について協議し、福厳寺へ要望を提出することがある。末寺から提出された書類は、福厳寺が尾張藩の僧録正眼寺と寺社奉行所両所へ報告することとなっている。この点から、村役人を中心とした一定の寺院管理権があるといえるだろう。

以上のように、正住を入れず、監寺や留守居僧をおくことがある。その際本寺に提出する監寺願と無住願の違いは次の通りである。監寺は後任の住職が決定しないため、余儀なく監寺を置くことである。つまり、村民や住職など「人」に関わる問題である。一方、無住願とは、後住候補がありながらも、寺院の修復や借財返済などを理由に入寺を遅らせている。つまり、「寺院経済」の問題といえよう。

四 法地願について

ここでは前節でも見られた法地再興という「寺格」に関する問題について事例をとりあげていく。近世曹洞宗の寺格は三法幢地・法地・平僧地に分かれている¹³。この「寺格」に関する問題の中に、平僧地寺院が法地昇格を願い出る事例が幾つか見られている。『江戸時代洞門政要』には「領分東傳寺是迄平僧地之處和尚地に致度」とあるように、法地格昇格を願い出ている事例が見られている¹⁴。

法地昇格の事案は本文書内にもいくつか収録されている。「當寺末寺之内法地相成候節村方々録所正眼寺江相願候願書之写」と題し、法地再興を志願した福嚴寺門末寺院

江戸後期における福嚴寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

が正眼寺へ提出した複数の願書の写しがまとめられている¹⁵。ここにまとめられている史料は、「法系断絶」を理由に、平僧地へ降格したことを主張し、法地復興願を福嚴寺に申し出ている。再興にあたって「法地相続料等別紙書出」と記載が見られることから、寺格復興をはたすには「相続料」を納金する必要であることがわかる。

そこで本節では、江戸時代後期に発生した法地再興願を提出した寺院をあげ、検討していく。事例として、①一八〇五（文化二）年の大照寺、②一八一二（文化九）年の泉徳寺、③一八三〇（文政十三）年の慈眼寺の三ヶ寺をあげ、その法地相続料について、比較検討をしていくとする。

①大照寺

まず大照寺の事例をあげていこう。村役と旦那惣代らが、大照寺の法地願を福嚴寺に提出したのは、一八〇五年のことである。その全文を次にあげる。

【史料六¹⁶】

乍恐奉願上候御事

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

一 御末寺當村大照寺儀ハ元龜年中之起立ニ而開山ハ御寺前

雲岫和尚二代宝国和尚ニ而元來法地ニ而御座候処いつ之

頃歎自然与平僧地ニ相成申候就夫旦方村中法地再興支度

年來之志願ニ付追々書情仕衰微之殿堂等夫々修履指加江

申候得共時節不至是迄空過來申候然処右寺住持泰忍僧老

衰故去ル子九月奉願被致隱居當時無住ニ付早速後住之儀

可奉願善ニ御座候得共先々右願ハ指扣江今般法地再興支

度旦方村中一統ニ納得仕奉願上候右願之通被仰付被下候

ハハ法地再興開山之儀ハ本山現住大休和尚請侍支度奉願

候勿論法地相統料等之儀ハ別紙ニ書上之通相違無御座候

得者末々無斷致法地相統可仕与奉存候尤旦方村中何連茂

納得仕少茂故障無御座候間右願之通相叶申候様録所正眼

寺并寺社御奉行所江被仰上被下候ハハ難有仕合可奉存候

以上

御役寮

大照寺法地相統料之覚

一 檀家数 五拾八軒

一 田畑 壹町貳反七畝歩

此德米九石五斗古有之候

一文金 貳拾五兩

一 田畑 壹町五反廿歩

此德米拾壹石五斗新ニ買添仕候

右之通少も相違無御座候以上

文化二年丑二月

春日井郡田中村

庄屋 彙吉 印

旦方惣代 七右衛門 印

同断 忠右衛門 印

文化二年巳二月

春日井郡田中村

庄屋 彙吉 印

旦方惣代 七右衛門 印

同断 忠右衛門 印

福厳寺

大照寺は雲岫麟棟によって開山され、第二世の宝国まで法地であったことを主張している。だが、いつの間にか平僧寺院となり、村民は寺格を法地へと再興することを望んでいる。この度泰忍が遷化し、後住を即座に入院させたい

が、まずは寺格再興を最優先にすることにした。村役たちは法地再興する際の開山住職として、福厳寺第二〇世萬涯大休を勧請することを希望している。大照寺が支払う法地相統料の準備も整い、村民も法地再興を望み、何の問題もないとしている。法地再興ができるよう、正眼寺と寺社奉行所に働きかけるよう、村役人らが福厳寺に願ひ出ているのである。

次に相統料についてみていこう。大照寺の檀家数は五八軒、田畑は一町二反七畝歩から九石五斗の徳米を得ている。法地昇格するには相統料として二五両を有する。この支払に関して、福厳寺から正眼寺に提出された「覚」に、「田畑壹町五反廿歩右寺且方中江預ケ置永々大照寺法地相統料ニ仕候」と記されている⁽¹⁷⁾。つまり、新たに購入した田畑を檀家に預け、その収益をもって相統料を捻出確保し、並びに恒久的な法地格の維持が目的である。

②泉徳寺

次に泉徳寺の事例をあげていく。経緯については「相統料之覚」の前に記され、内容は次のとおりである。一八一

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

二年二月、泉徳寺住職瑞應は病身を理由に退寺の希望を福厳寺に申請し、許可された。同年五月、村役や且方惣代から法地再興願が福厳寺に提出された。同年九月には、寺格が法地に昇格され、別峰宣見を泉徳寺の住持として迎え入れる願を福厳寺に提出し、認められている⁽¹⁸⁾。泉徳寺が法地の地位を得るための法地相統料として、次の内容が示された。

【史料七】⁽¹⁹⁾

相統料之覚

- 一 旦家数 百拾五軒
- 一 祠堂金 壹 七両
- 一 相統金 貳拾五両
- 一 田畑壹町八反歩

此作徳米七石三斗五升

右之通相違無御座候以上

文化九年申五月

春日井郡本庄村

組頭 庄屋 甚平 印
太郎右衛門 印

福厳寺

御役寮

巨方惣代 平兵衛 印

は、当時の福厳寺住職である俗宗義山を慈眼寺法地開山として請待することが記されている。

では、法地開山に当たり、慈眼寺が支払う法地相統料についてみていこう。その内容については次に掲げる。

【史料八】²⁰⁾

春日井郡下市場村慈眼寺法地相統料之覚

一文金貳拾六両 法地相統料

一 田畑七反五畝歩 前々々寺附

此高六石

徳米四石

一同式町七反歩 先々住智春僧買添高置候

此高十六石二斗

徳米拾六石二斗

一 檀家数 百三拾軒

一 金壹両 年内諸納物

一 白米壹石貳斗 年内齋米

右之通少茂相違無御座候以上

文政十三年 春日井郡下市場村

大照寺と比べると檀家数は二倍ほど多いが、相統料は同額である。大照寺と異なり、当寺は檀家数もある程度ある。その点からも資金を工面することが可能であるという判断から、新たに田畑の買い増しをする必要がなかったであろう。

③慈眼寺

最後に慈眼寺の事例をあげよう。この事例も同様に「相統料之覚」の前文に寺院の由緒が記されており、内容は次のとおりである。慈眼寺は大永年中に起立し、福厳寺前任職の養拙和尚が開山し、二世長吉和尚と続いた。長吉の代までが法地の寺格であったと主張し、再度寺格を法地にしたい旨を福厳寺に申し出ている。そこで、村役人らは、一八二八（文政十一）年に当時住職であった鐵梅僧を退寺させ、無住とし、法地再興しようとした。法地になった際に

寅十二月

庄屋 左吉 印

巨方惣代 忠左衛門 印

福厳寺

御役寮

当寺の檀家数は一三〇軒を有しているものの、相続料は二六両と前にあげた寺院とほぼ変わらない。当寺が所有している田畑は七反五畝歩に先々代の住持智春が二町七反歩の田畑を買い増している。また、年内に金一両と齋米一石二斗が当寺に納められる。

以上、三寺院の事例を挙げてきた。法地願の提出もこれまでと同様に、いずれも村民並びに檀家衆の総意がまとめられ、福厳寺に提出している。福厳寺は、門末から出された書類を正眼寺と寺社奉行所にかけている。本件のような寺格に関する問題に関しては、「寺格宗法之儀領主地頭たりとも可差圖間敷」、「本寺觸頭江御任」とあるように、本寺や各藩の僧録にゆだねられている。本件でも福厳寺と正眼寺に決定権があり、本寺から決議の結果を寺社奉行所へ

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

報告することになる。

では、相続料についてみていこう。江戸時代後期における福厳寺門末においては、相続料として凡そ二五両を有する。本史料を見る限りでは、檀家数や規模に関係なく設定されている。相続料金の設定には、本寺もしくは僧録が関与しているものと思われる。相続料を納めることで、法地昇格をはたせることについては【史料四】からみることが²²⁾できる。

では、どのような事由をもって平僧地へと降格になるのか。その要因として、①法系の断絶、②各寺院に課せられる金銭の未払いの二つが考えられる。まず、①法系の断絶は、「當寺末寺之内法地相成候節村方々録所正眼寺江相願候願書之写」にみられるように、何らかの理由によって後住が確保できなかった場合である。だが、監寺や無住期間の設置が可能なことから、ある一定期間法地格で存続することは十分に可能なはずである。降格原因となる可能性が大きいと考えられるのは、②の金銭に関する問題であろう。【史料六】の箇所で見えてきたように、買い増した田畑を檀家に預け、その収益をもって相続料を確保する点か

らも、住持交代時にある一定の支払いが発生するものといえるだろう。この支払が未納、もしくは困難である場合は寺格を降格したのではないだろうか。よって、檀家数が少なく、資金の工面が難しい寺院では、新たに田畑を購入し、その費用にあてている。田畑の買い増しは、寺院経済基盤の強化を図り、安定した寺院運営の計画書を本寺に提出し、寺格の復帰を目指したのである。もしくは、寺格を維持するため、意図的に寺院を一定期間無住化したと言える。これらを含め、寺格昇格をめぐる問題は、昇格した後の寺格維持可能な方法を模索し、それを示す必要があった。

五 おわりに

以上、福厳寺門末寺院における無住願と法地再興願についてみてきた。本稿で上げてきた事例から次のことが本文書から見えてくる。

- ①遷化という突発的な住持不在という場合は、即座に寺役預かりと留守居僧を配置し、その寺院にある什物を立ち合いの者により確認が行われる。
- ②住持が入寺後、履歴書や誓約書などを本寺に提出しな

ければならない。

- ③無住願とは、寺院の経済的理由によりある一定期間の無住状態をつくり、寺院再興手段の一つである。ただし、その期間内に十分な資金確保や修復ができていない場合は、無住期間延期を願い出ることもある。
- ④寺格降格に関して、無住寺院には寺役預かりや留守居僧、監寺の配置などがある点から、降格要因に、寺院経済が強く関係していると思われる。

- ⑤江戸時代後期における法地再興には約二五両の相続金を本寺、もしくは僧録に納めなければならない。この金額は檀家数に関係なく、僧録もしくは本寺が決定しているものと思われる。今後住持交代の際に支払う資金の工面が困難と判断される寺院においては、法地格維持に当たって、新たに田畑を購入し、寺院経済基盤の強化を図る旨を本寺に報告しなければならない。

以上、福厳寺門末寺院の事例をみてきた。住持の入退寺を含む寺院や住職に関連する問題の場合は、村役や檀家惣代からの承認をもって、書類が作成され、本寺に提出されている。書類作成や公認候補の選定など、檀家には寺院に

対して一定の管理・運営権があるといえる。

だが、本史料において紹介してきた「寺格の昇格」や「法地相続料」のシステムについては不明な点が多い。法地昇格においては出願例も見られていることから、全国的に発生した事案であると思われる。だが、法地再興を目論んだ他藩や他寺院門末に関する事例は、現時点で不明である。また、本稿では江戸時代後期に発生した事例であり、江戸時代前期・中期に発生した相続料に差異があるかも含め、検討していく必要がある。今後、本例と同様の史料を収集し、地方門末寺院の経済について比較検討の課題としたい。

註

(1) 福厳寺に所蔵されている文書記録を一九七四年に製本した。幸いなことに当寺は火災に遭っていないことから、一六五六年以降の福厳寺や当寺に関係する門末寺院の記録が残されている。その内容は拙寺の歴史や忘備録、縁起の他、勸化帳・末寺帳・什物書留・許状・日鑑など収録されている。尚、本論においては、写本・影印から筆者が翻刻し、字体は

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程(山端)

原典に従って記している。

(2) ここであげた遷化以外の退寺理由には①老衰、②病身の療養、③他寺院への勧請などがあげられる。これらの場合、住持から福厳寺へ嘆願書の提出がされている。書面の形式については、大略として次の通りである。

奉願候御事

一拙僧儀(事由)付(退寺・隠居・薬用・勧請)支度奉願
候勿論且方村中何連も納得仕何方二少茂故障無御座候間
願之通被 仰付被下候ハハ忝可奉存候以上
年号 月

何郡何村 何寺 印

住持名 花押

福厳寺

御役寮

右何寺住持(住持名) 御願被申上候通少も相違無御座候間
願之通被仰付被下忝候ハハ難有可奉存候以上

氏名 印

氏名 印

(3) 「福厳寺文書」 No.二五三一一

(4) 「福厳寺文書」 No.二五三一二

(5) 「福厳寺文書」 No.二五三一一三

(6) このほかに、初住寺院就任時期や退院時期、転衣時期がみられる記録もある。

江戸後期における福厳寺門末寺院の無住・法地願の過程（山端）

- (7) 第二章「教団組織と寺院―無住契約、取上寺・移転寺―」
『近世仏教の制度と情報』、吉川弘文館、二〇一五年）で、安房国の真義真言宗寺院のデータを用いて述べられている。
- (8) 「近世関東農村における寺院資産の管理」（『淑徳大学人文学部研究論集』第一号、二〇一六年）、「近世武蔵国における新義真言宗寺院の無住化」（前掲同『研究論集』第二号、二〇一七年）で、関東の真義真言宗寺院の事例を用いて述べられている。
- (9) 朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』（吉川弘文館、二〇〇四年）
- (10) 同註(5)参照。四八頁。
- (11) 「福厳寺文書」No.三〇三―三三五
- (12) 「福厳寺文書」No.二五四―二九
- (13) 寺格には宗門寺格と公儀寺格の二種類があり、ここでは前者を意味する。
- (14) 「法地起立之事」横関了胤『江戸時代 洞門政要』（東洋書院、一九三五年）二九一頁。東傳寺が可睡齋に法地昇格を嘆願している。もし領分内で問題がなければ可睡齋と本寺からも願い出てほしいと述べている。
- (15) 「福厳寺文書」No.一九〇。法地再興願を出願した寺院には、明照寺（一七八〇）、陽法寺（一七八二）、祥雲寺（一七五五）、万寿寺（一七七四）、見性寺（一七七四）、観音寺（二七八七）、陶昌院（一七九〇）、林光院（一七六七）、龍洞

院（一七七八）、松林寺（二七五七）、玉童寺（二七八四）の願書が収録されている。

(16) 「福厳寺文書」No.二五四―二五四

(17) 「福厳寺文書」No.二五四―一五

(18) 別峰宣見は、名古屋万松寺第二五世佛海慈舟から嗣法し、海東郡中嶋村建宗寺第十四世として住職をしていたが、泉徳寺住職に勧請された（『福厳寺文書』No.二六一―一三三）。川口高風氏の『愛知県曹洞宗歴住集覽』（プレコム、一九九五年）から、宣見は泉徳寺法地開山に佛海慈舟を勧請したことがわかる。

(19) 「福厳寺文書」No.二六一―一二一

(20) 「福厳寺文書」No.三〇三―二六

(21) 註(16)参照。二九二頁。

(22) 【史料六】も同様であり、「當村大照寺儀先達而奉願法地再興被仰付早速住持御願可仕」（『福厳寺文書』No.二五四―九）とみられる。大照寺も相続料を支払ったことで法地に昇格し、法地再興後の初住として福厳寺第二〇世萬涯大休が勧請された。

(23) 「且方江預ヶ置永々大照寺法地相続料ニ仕候」（『福厳寺文書』No.二五四―一五）とあり、相続料の資金を工面することが主な目的である。